

賦課金等徴収規約

全日本でんき屋ネットワーク協同組合

第1条(目的)

この規約は定款第16条(経費の賦課)に基づき、賦課金の金額、納期限、徴収方法、その他必要事項についてまとめ、組合の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条(賦課金の徴収)

組合は、組合の運営ならびに定款第7条の事業の運営に要する経費を徴収する。

第3条(賦課金の額)

年間36,000円とする。(平成14年度通常総会第5号議案改定決議)

第4条(賦課金の徴収方法)

毎年12月末までに当年分全額を銀行振込みとする。

第5条(新規加入時の額)

新規加入時の賦課金額は加入申込みのあった月の翌月から年度末までの月割りの額とする。

第6条(支払い義務)

組合員は、定款第12条(自由脱退)により脱退しようとするときは、脱退をしたい旨の文書を理事長に提出しなければならない。6月末までに事務局に脱退届書が提出されなかった場合は、次年度の賦課金の納付義務が発生する。

ただし、中協法第19条(法定脱退)の規定の理由(廃業等)があった場合においては、法定脱退の届け月の末日までの月割りとし次年度の納付義務は発生しない。

第7条(賦課金の減免等)

天災、病気その他特別の事情があると理事会が認めた場合は、その組合員の賦課金等の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

第8条(催促手数料)

組合は賦課金を納期限に納付しない組合員に対して、催促に要する通信料を徴収することができる。

第9条(延滞金)

組合は特別な事情なく納期限内に納付することができない組合員に対して、定款第22条に基づき延滞金を年利14.6%徴収することができる。

第10条(滞納処分、利用停止)

組合は滞納者に督促をした日から起算して30日を経過した日までに賦課金その他使用料、手数料、購買購入代金等が完納されないときは、組合事業ならびにサービス、会員メンバーリスト等の利用停止をすることができるとともに、定款第13条の除名に準じて処分することができる。

[除名]

定款第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対して、その旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

第11条(規約の改廃)

この規約の改廃は総会において行い、その他必要事項は理事会において決定する。